

次世代教育推進協会 会則

◇第1条（目的,活動方針）

第一項 次世代を担う人たちを地域で育てていくことを目的とする。

第二項 上記目的を達成する上で、以下を活動方針とする。

相互理解：立場や価値観の違いを理解し合うことを前提として活動します

相互扶助:会員同士の助け合いの精神で活動します

相互利益: 子どもたち、行政学校、会員 お互いにとって有益になるよう活動します

◇第2条（名称）

本会の名称を以下の通りとする。

次世代教育推進協会

◇第3条（事務所）

本会の以下を事務所所在地とする。

福岡県福津市日蔭野1丁目11-13

◇第4条（事業内容）

本会の主な事業内容は以下とする。

- ・行政機関との情報交換
- ・会員間および会員外の団体・個人とのネットワーク構築
- ・地域住民への情報提供
- ・次世代の教育に資するイベントの開催
- ・その他目的を達するための事業

◇第5条（会員）

本会の目的、事業内容に賛同する次世代の教育に資する事業を行う団体、個人とする。

◇第6条（入会について）

会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出するものとする。

◇第7条（退会について）

会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

会員が、以下のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- ・本人が死亡したとき。
- ・会費を1年以上納入しないとき。

会員が、以下のいずれかに該当するときは、強制退会とする。

- ・行政より制約を受けて得た情報を、制約を破り情報漏洩したとき。
- ・協会の目的、活動方針に沿わないと役員が判断したとき。

◇第8条（役員）

本会に以下の役員を置く。

- ・会長1名
- ・副会長1名
- ・会計1名

役員は、会員の互選により選出する。

役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

◇第9条（会費）

12,000円/年とする（期中から入る場合は、1,000円/月として計算する）

一旦支払った会費については、理由の如何にかかわらず返金しないものとする。

◇第10条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

◇第11条（総会）

この会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。総会は、以下の事項について議決する。

- ・事業計画及び収支予算

- ・事業報告及び収支決算
- ・役員を選任又は解任
- ・会則の変更

総会の決議は、出席した会員の過半数をもって決する。

総会の開催は、対面方式（集会方式）または非対面方式（オンライン等）で行うこととする。

◇第12条（役員会）

役員会は、役員をもって構成する。総会の議決した事項の執行に関する事項、及び総会後に発生し可及的速やかに対応が必要な事項に関し、議決する。

（付則）

〈初版〉本会則は令和2年8月1日から施行する

〈2版〉本会則の第1条第二項を追記 2021年2月4日 会員への説明・承認 2021年4月17日の交流会にて

〈3版〉本会則の第7条（退会について）、第9条（会費）の項目を追記 会員への説明・承認 2022年1月16日の総会・交流会にて